

下関市お試し暮らし体験プログラム事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、移住希望者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、短期の滞在施設を提供するとともに、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会を提供することにより、本市への移住促進を図ることを目的とする。

(利用要件)

第2条 お試し暮らし体験プログラム事業（以下「事業」という。）を利用する者は、次の各号に掲げる全ての内容を実施しなくてはならない。

(1) 本市移住窓口での相談

(2) 半日以上の本市体験プログラム

2 事業に基づく体験プログラムは、次の各号のとおり2種類を市が用意する。

(1) まちなか暮らし 旧市内地区に所在する施設に滞在し、主に、市街地等まちなかの雰囲気や生活環境を体験する行程のプログラム。

(2) いなか暮らし 豊浦・豊北・豊田・菊川地区いずれかに所在する施設に滞在し、主に、中山間地域の雰囲気や生活環境を体験する行程のプログラム。

(利用資格)

第3条 事業を利用できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 市外に居住し、本市への移住を検討している者であること。

(2) 就業（転勤を含む）、婚姻などによる本市への転入予定者でないこと。

(3) 本市への進学及び進学のための受験を伴う利用でないこと。

(4) 公務員（アルバイトを除く）でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 未成年の者にあつては、保護者の承諾を得られていること。

(滞在施設)

第4条 市内の簡易宿泊営業を行う施設で、市が指定する施設とする。

(利用期間)

第5条 利用期間は、1回当たり連続する1泊2日から4泊5日までとする。

(利用人数)

第6条 利用人数は、1回当たり1人から5人までとする。

(利用の制限)

第7条 利用回数は、同一人に対して、年度に関わらず1回とする。

(利用申請)

第8条 事業の利用申請について、以下のとおりとする。

- (1) 事業を申請しようとする者は、下関市お試し暮らし体験プログラム事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。また、利用者全員分の、現在の居住地を証するものを添付しなければならない。
- (2) 申請にあたっては、第2条第2項に規定する2つの体験プログラムから1つを選択するものとする。
- (3) 申請の期限は、原則として、利用希望日の初日を含む8日前までとする。
(利用許可)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、事業の利用を許可するものとし、下関市お試し暮らし体験プログラム事業利用許可書（様式第2号）を交付する。

(利用者の遵守事項)

第10条 前条による許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、滞在施設及び利用施設の利用について、各施設における規約に従うとともに、各施設及び利用者自身の持ち物を善良に管理すること。
- (2) 火気の取り扱いに注意するとともに、各施設内の備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (3) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (4) その他、滞在施設及び利用施設に関して、各施設管理者が必要と認める事項。

(許可の取消及び消滅)

第11条 市長は、利用者が第3条に規定する利用資格の要件を満たさないことが判明したとき、虚偽の報告をしたとき又は前条の規定に違反する行為をしたときは、第9条の規定による利用許可を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利用許可の取り消しを行った場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に事業を利用した場合は、期限を定めてその利用に係った費用を利用者へ請求するものとする。

3 天災事変、火災等により滞在施設を通常の用に供することができなくなった場合は、第9条の規定による利用許可は効力を失う。

(事故免責)

第12条 利用者が、自己の責めに帰すべき原因により、事故を生じさせた場合又は滞在施設や利用施設に損害を与えた場合において、市はその責任を負わないものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用の中止)

第13条 利用者の都合により、事業の利用を中止する場合は、ただちに本市へ申し出なければならない。

2 事業の利用を中止することにより、各滞在施設にキャンセル料が発生するときは、利用者が当該キャンセル料を負担するものとする。ただし、市長が利用の中止についてやむを得ない事情と認める場合は、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。